

東近江市勤労者総合福祉センターウェルネス八日市の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

東近江市勤労者総合福祉センターウェルネス八日市の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市勤労者総合福祉センターウェルネス八日市	滋賀県東近江市池庄町610番地 公益財団法人東近江市地域振興事業団	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで

提案理由

東近江市勤労者総合福祉センターウェルネス八日市の指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。